

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version1.3」認定基準の
軽微な改定について

エコマーク商品類型 No.131「土木製品 Version1.3」(2005年1月15日制定)について、以下のとおり、軽微な改定を行う。(該当箇所：見え消し部分—— 削除箇所、下線部分___ 追記箇所)

< 中略 >

[P3]

3.用語の定義

廃再生ゴム：使用済みのタイヤ、チューブなどの使用済みゴム。

[P4]

4.認定の基準

4-1.環境に関する基準

< 中略 >

[P4]

B.プラスチック

(3)プラスチック添加物は、各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従うこと。ただし、(財)日本防災協会の認定を受けた「防災物品」または「防災製品」については、PBB(多臭化ビフェニール)、PBDE(多臭化ジフェニルエーテル)または短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10-13、含有塩素濃度が50%以上)を含まない難燃剤の使用を認める。また、鉛(Pb)系化合物、カドミウム(Cd)系化合物、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)、ジブチルスズ化合物(DBT)、ジフェニルスズ化合物(DFT)、モノフェニルスズ化合物(MFT)を処方構成成分として添加していないこと。「I-1.道路標識板」は本項目を適用しない。

(4)プラスチックは、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。ただし、「L.上・下水道材」および「N-7.止水板」は本項目を適用しない。

< 中略 >

[P5]

C.骨材

(15)再生骨材は、コンクリート構造物を解体したコンクリート塊を破砕して製造した粗骨材の配合率が製品質量全体の100質量%であること。溶融固化物骨材については、一般廃棄物、下水汚泥などの溶融固化物が製品質量全体の100質量%であること。スラグ骨材については、それぞれ高炉スラグ、フェロニッケルスラグ、銅スラグ、電気

炉酸化スラグが製品質量全体の 100 質量%であること。

(16)製造段階で必要となる新規資源の投入量、エネルギー消費量、二酸化炭素排出量に配慮していること。

< 中略 >

[P6]

D. セメント

(19)原料として、用語の定義に言う「再生材料」であって、表 1 に定めた材料を使用していること。

(20)製品 1 トンの製造に使用する原料（燃料および混合材料を含む）のうち、上記再生材料の合計が 0.4 トン以上であること。なお、汚泥、スラッジなどの水分を含んだ再生材料は、入荷時の質量で算定する。

エコセメントは、製品 1 トンにつき都市ごみ焼却灰などの廃棄物を乾燥質量で 0.5 トン以上使用していること。

表 1 セメントに使用できる再生材料

再生材料名
高炉スラグ
石炭灰
副産石膏
汚泥、スラッジ
非鉄鉱滓など
製鋼スラグ
燃えがら(石炭灰は除く)、ばいじん、ダスト
ポタ
鋳物砂
廃タイヤ
再生油
廃油
廃白土
廃プラスチック
木くず
RDF
RPF
その他「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定める一般廃棄物および産業廃棄物であって、セメント成分、燃料または混合材料として適切であるもの

< 中略 >

[P7]

F. コンクリート製品

(25)製品は、以下の a.または b.のいずれかに適合すること。

a. 透水性コンクリートを使用する製品

透水係数が $1 \times 10^{-2} \text{cm/sec}$ 以上であること。

- b. 表 2 に示す「再生材料」を基準配合率以上使用していること。使用する再生材料の組み合わせは、骨材のみの使用、または、セメントおよび混和材の使用のいずれかとする。

表 2 コンクリート製品に使用できる再生材料

再生材料の種類	基準配合率
対象「骨材」の基準 C . (15) ～(18) を満たす粗骨材	使用する粗骨材の 50 質量% ただし「溶融固化物骨材」については、 使用する細骨材の 50 質量%
対象「セメント」の基準 D . (19) ～(21) (20) を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準 E . (24) を満たす混和材	$\frac{\text{再生材料質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100 \geq 50$

< 中略 >

[P8]

表 3 路盤材およびアスファルト混合物に使用できる再生材料

再生材料
改質アスファルト
アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊
採石および窯業廃土
珪砂水簸時の微小珪砂(キラ)
鉄鋼スラグ
鋳物砂
陶磁器屑
石炭灰
廃再生プラスチック
貝殻
ガラスカレット
建設汚泥
製紙スラッジ

H. 造園・緑化材

(36)製品は、表 4 に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の 70%以上であること。

ただし、コンクリートとその他の材料を組み合わせ使用した製品は、コンクリート部分を除いた製品質量に対する再生材料配合率が 70%以上であること。コンクリートのみで構成される製品、またはコンクリート部分は、表 5 に示す「再生材料」を基準配合率以上使用していること。使用する再生材料の組み合わせは、骨材のみの使用、または、セメントおよび混和材 ~~骨材およびセメント~~ の使用のいずれかとする。

また、製品の使用目的が一定の期間で終了し、環境中に放置される可能性のある製品については、A 区分の再生材料のみを使用すること。

C 区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、建設汚泥リサイクル指針（平成 11 年 10 月（財）先端建設技術センター編著）に基づ

く高度安定処理、焼成または溶融固化されていること。

< 中略 >

[P9]

表4 造園・緑化材に使用できる再生材料（コンクリート部分を除く）

再生材料			
A区分	再・未利用木材		
	廃植物繊維（わら、ヤシ、コケなど）		
	古紙		
B区分	対象「骨材」の基準C．(15)→(18)を満たす粗骨材		
	対象「セメント」の基準D．(19)～(2320)を満たすセメント		
	繊維	未利用繊維	
		リサイクル繊維	反毛繊維
			ポリマーリサイクル繊維[50]
			ケミカルリサイクル繊維[50]
	未利用布、リサイクル布		
	鉱業・採石廃棄物類	採石および窯業廃土、珪砂水簸時の微小珪砂(キラ)	
金属工業廃棄物類	鉄鋼スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、銅スラグ、フェロニッケルスラグ、電気炉スラグ		
その他の産業型廃棄物類	石炭灰、 <u>廃再生</u> プラスチック[50]、貝殻、 <u>廃再生</u> ゴム、ガラスカレット、石膏(脱硫酸石膏を含む)、グラスウール、ロックウール		
一般廃棄物および下水道汚泥の溶融固化物			
C区分	生活・自然発生活泥類	上水道汚泥、湖沼などの汚泥	
	産業発生活泥類	製紙スラッジ、アルミスラッジ、メッキスラッジ、研磨スラッジ	
	建設汚泥		

注1) 木質部の質量%は、気乾状態*1または製品を 20±2、湿度 65%±5%で恒量*2に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

*1: 通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。

*2: 24時間毎の質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

注2) 廃再生プラスチックおよびリサイクル繊維は、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックの質量割合が、表中の[]内の条件を満たすことでよい。

表5 コンクリート部分に使用できる再生材料

再生材料の種類	基準配合率
対象「骨材」の基準C．(15)→(18)を満たす粗骨材	使用する粗骨材の50質量% ただし「溶融固化物骨材」については、使用する細骨材の50質量%
対象「セメント」の基準D．(19)～(2320)を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準E．(24)を満たす混和材	$\frac{\text{再生材料質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100 \geq 50$

I. 道路標識・区画線

I-1. 道路標識板

(42)板と反射シートによって構成される道路標識板の板部分は、使用済みの道路標識板

を再使用したものであること。

~~(43)反射シート部分の素材については、4.1.2.0(3)および(4)を満たしていること。~~

(43)反射シート部分のプラスチック素材は、鉛(Pb)系化合物、カドミウム(Cd)系化合物、トリブチルスズ化合物(TBT)、トリフェニルスズ化合物(TPT)、ジブチルスズ化合物(DBT)、ジフェニルスズ化合物(DFT)、モノフェニルスズ化合物(MFT)を処方構成成分として添加していないこと。

(44)材質が明確で、分離・分別の設計がなされていること。また、部品などの取り替えが容易であること。

I - 2 . 道路標識用材

(45)製品は、表 6 に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の 70%以上であること。且つ、各再生材料は表 6 に示す基準配合率を満たすこと。

表 6 道路標識用材に使用できる再生材料

再生材料	基準配合率(質量%)	
骨材	対象「骨材」の基準 C . (15) →(18) を満たす粗骨材/全粗骨材 × 100 50 ただし、溶融固化物骨材を用いるものは以下のとおりとする。 対象「骨材」の基準を満たす溶融固化物骨材/全細骨材 × 100 50	
対象「セメント」の基準 D . (19) ~ (23) (20) を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準 E . (24) を満たす混和材	再生材料質量 セメント質量 + 混和材質量 × 100 50	
セメント	対象「セメント」の基準 D . (19) ~ (23) (20) を満たすセメント/全セメント × 100 50	
再生プラスチック	道路鈺	再生プラスチック/全プラスチック × 100 = 100
	その他の道路標識用材	再生プラスチック/全プラスチック × 100 70 [60]
ガラスカレット	ガラスカレット/全ガラス材料 × 100 = 100	
再・未利用木材	(間伐材・小径材+廃木材+低位利用木材)/全木質材料 × 100 = 100	

注1) 木質部分の質量%は、気乾状態*¹または製品を 20 ± 2 、湿度 65% ± 5% で恒量*²に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

*¹: 通風のよい室内に 7 日間以上放置したものをいう。

*²: 24 時間毎の質量を測定し、その変化率が 0.1% 以下になったものをいう。

注 2) 再生プラスチックは、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックの質量割合が、表中の [] 内の条件を満たすことよい。

< 中略 >

[P12]

J . 仮設材

(58) 製品は、表 7 に示す「再生材料」の配合率が製品質量全体の 70%以上であること。

ただし、プラスチック型枠は、再生プラスチックの配合率が製品質量全体の 50%以上 (原料ポリマとしてポストコンシューマ材料を使用したプラスチック型枠は 25%以

上)であること。

仮設道路用マットおよび道路用マットのうち再生ゴムを主材料とする製品は、再生材料の配合率が製品質量全体の20%以上であること。

且つ、各再生材料は表7に示す基準配合率を満たすこと。

表7 仮設材に使用できる再生材料

再生材料	基準配合率(質量%)
骨材	対象「骨材」の基準C.(15)―(18)を満たす粗骨材/全粗骨材×100 50 ただし、溶融固化物骨材を用いるものは以下のとおりとする。 対象「骨材」の基準を満たす溶融固化物骨材/全細骨材×100 50
対象「セメント」の基準D.(19)～(22)を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準E.(24)を満たす混和材	$\frac{\text{再生材料質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100 \quad 50$
セメント	対象「セメント」の基準D.(19)～(22)を満たすセメント/全セメント×100 50
再生プラスチック	再生プラスチック/全プラスチック×100 70[50][6025]
ガラスカレット	ガラスカレット/全ガラス材料×100 = 100
再・未利用木材	(間伐材・小径材+廃木材+低位利用木材)/全木質材料×100=100
古紙パルプ	古紙パルプ/パルプ×100=100 [古紙パルプ/パルプ×100 95 剥離剤を使用しない型枠の配合率]
再生ゴム	再生ゴム/全ゴム×100=100[50]

注1)木質部分の質量%は、気乾状態*1または製品を20±2、湿度65%±5%で恒量*2に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

*1: 通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。

*2: 24時間毎の質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

注2)再生プラスチックは、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックの質量割合が、表中の[]内の条件を満たすことにより。

注3)再生ゴムは、原料ゴムとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなる再生ゴムの質量割合が、表中の[]内の条件を満たすことにより。

< 中略 >

[P13]

K. 道路用材

K-1. 道路照明

(64)低誘虫性道路照明については、光源に高圧ナトリウムランプを使用し、水銀ランプを用いた照明施設と比較して電力消費量が45%以上削減されていること。

(65)高欄照明については、道路照明を高架や橋梁などの壁高欄や遮音壁に設置することにより、道路外部への光の漏洩が軽減されていること。

< 中略 >

[P14]

K-3. その他の道路用材

(68)製品は、表8に示す「再生材料」を基準配合率以上使用していること。且つ、再生

材料の配合率が製品質量全体の 50%以上であること。ただし、再生ゴムを主材料とする製品は、再生材料の配合率が製品質量全体の 20%以上であること。

表 8 道路用材に使用できる再生材料

再生材料	基準配合率(質量%)
骨材	対象「骨材」の基準 C.(15)―(18)を満たす粗骨材/全粗骨材×100 50 ただし、溶融固化物骨材を用いるものは以下のとおりとする。 対象「骨材」の基準を満たす溶融固化物骨材/全細骨材×100 50
対象「セメント」の基準 D.(19)～(20)を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準 E.(24)を満たす混和材	$\frac{\text{再生材料質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100 \quad 50$
セメント	対象「セメント」の基準 D.(19)～(20)を満たすセメント/全セメント×100 50
再生プラスチック	再生プラスチック/全プラスチック×100 70 [60]
ガラスカレット	ガラスカレット/全ガラス材料×100 = 100
再・未利用木材	(間伐材・小径材+廃木材+低位利用木材)/全木質材料×100=100
再生ゴム	再生ゴム/全ゴム×100 30

注1)木質部分の質量%は、気乾状態*1または製品を 20±2、湿度 65%±5%で恒量*2に達した時点での製品または各材料の質量比率を指す。

*1: 通風のよい室内に7日間以上放置したものをいう。

*2: 24時間毎の質量を測定し、その変化率が0.1%以下になったものをいう。

注2)再生プラスチックは、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックの質量割合が、表中の [] 内の条件を満たすことでよい。

< 中略 >

[P15]

L. 上・下水道材

(74) 製品は、表 9 に示す「再生材料」の合計質量が製品質量全体の 70%以上であること。且つ、各再生材料は表 9 に示す基準配合率を満たすこと。

表 9 上・下水道材に使用できる再生材料

再生材料	基準配合率(質量%)
骨材	対象「骨材」の基準 C.(15)―(18)を満たす粗骨材/全粗骨材×100 50 ただし、溶融固化物骨材を用いるものは以下のとおりとする。 対象「骨材」の基準を満たす溶融固化物骨材/全細骨材×100 50
対象「セメント」の基準 D.(19)～(20)を満たすセメントおよび対象「コンクリート混和材」の基準 E.(24)を満たす混和材	$\frac{\text{再生材料質量}}{\text{セメント質量} + \text{混和材質量}} \times 100 \quad 50$
セメント	対象「セメント」の基準 D.(19)～(20)を満たすセメント/全セメント×100 50

再生硬質塩化ビニル	再生硬質塩化ビニル/全硬質塩化ビニル×100 50
再生硬質塩化ビニル以外の再生プラスチック	再生プラスチック/全プラスチック×100 70 [60]

注1) プラスチックは、再生ポリマとバージンポリマとの複合使用を認める。原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料を使用する製品は、ポストコンシューマ材料からなるプラスチックの質量割合が、表中の [] 内の条件を満たすことによい。

< 中略 >

[P17]

N - 2 . 緑化基盤材

(94)製品は、表 11 に示す「再生材料」の配合率が製品質量全体の 70%以上であること。

B 区分の再生材料を使用する場合は、原料の前処理または製品の製造工程において、建設汚泥リサイクル指針（平成 11 年 10 月（財）先端建設技術センター編著）に基づく高度安定処理、焼成または溶融固化されていること。

表 11 緑化基盤材に使用できる再生材料

再生材料		
A 区分	鉱業・採石 廃棄物類	採石および窯業廃土、珪砂水簸時の微小珪砂(キラ)
	金属工業 廃棄物類	鉄鋼スラグ、鋳物砂、陶磁器屑、銅スラグ、フェロニッケル スラグ、電気炉スラグ
	その他の産業 型廃棄物類	石炭灰、貝殻、石膏（脱硫酸石膏を含む）、ロックウール、廃 再生ゴム、再・未利用木材
	一般廃棄物および下水道汚泥の溶融固化物	
B 区分	生活・自然 発生汚泥類	上水道汚泥、湖沼などの汚泥
	産業発生 汚泥類	製紙スラッジ、アルミスラッジ、メッキスラッジ、研磨スラッ ジ
	建設汚泥	

注:緑化基盤材に使用できる再生材料は本表に掲載しているものに限る。

< 中略 >

[P19]

N - 9 . 地盤改良材

(106)製品は、石炭灰、石膏（脱硫酸石膏を含む）、地盤改良用製鋼スラグの配合率が製品質量全体の 60%以上であること。

(107)製品中の有害物質の含有について、土壤汚染対策法施行規則(平成 14 年、環境省令第 29 号)別表第 3 に挙げられた特定有害物質のうちカドミウム、鉛、六価クロム、ヒ素、総水銀などに関する基準に適合すること。

建築物の解体に伴って廃棄された石膏ボードをリサイクルした製品は、アスベスト、ヒ素、カドミウムを含有していたと判明している製品を分別・除去すること。さらに、「基安化発 0622001 号(平成 17 年 6 月 22 日)建材中の石綿含有率の分析方法について」または「JIS A1481 建材製品中のアスベスト含有率測定方法」のいずれかの定性試験によって、アスベストの含有なしと判定されていること。

なお、除外するべき具体的な廃石膏ボードは、「石膏ボード製品におけるアスベストの含有について」(社団法人 石膏ボード工業会)および「建築物の解体等に伴う有害物質等の適切な取扱い」(建設副産物リサイクル広報推進会議)などを参照すること。

石膏ボード加工製品の製造工場や新築工事現場で廃棄された石膏ボードのみをリサイクルした製品は、アスベストの分析を行う必要はない。

< 中略 >

[P21]

G . 舗装用材

(119)ゴム粒子入り凍結防止舗装材への使用済みゴムの添加量は、(社)日本自動車タイヤ協会、日本タイヤリサイクル協会によって定められた交通量区分に適合した量であること。

(120)再生路盤材および再生アスファルト混合物の品質は、プラント再生舗装技術指針の基準舗装再生便覧(2004年、(社)日本道路協会発行)の巻末資料に記載された基準に適合していること。

< 中略 >

[P25]

5 . 認定基準への適合の証明方法

各基準への適合を証明する資料を、申込者の有印文書として提出すること。

5-1. 環境に関する基準の証明方法

5-1-1. 共通基準に関する証明方法

(1)認定基準 4-1-1.(1)については、製造工場が立地している地域の環境関連法規などを申込時より過去5年間遵守順守し、違反などのないことについて、製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

< 中略 >

[P35]

N - 9 . 地盤改良材

(93)認定基準 4-1-3.(106)については、供給元が発行する原料証明書を添付すること。特に解体系石膏ボードを再利用する製品にあつては、第三者試験機関または公的機関により実施された試験結果の証明書類を提出すること。

< 中略 >

[P40]

別表 1 対象製品

対 象 名	
木材	(1) 木製タイル・ブロック

鉄鋼建材		(2) 透水性鋼矢板 (3) 低排土鋼管杭	
コンクリート 材料	骨 材	溶融固化物骨材	(4) 一般廃棄物、下水汚泥等の溶融固化物を用いたコンクリート用細骨材
		スラグ骨材	(5) JIS A5011-1 高炉スラグ骨材 (6) JIS A5011-2 フェロニッケルスラグ骨材 (7) JIS A5011-3 銅スラグ骨材 (8) JIS A5011-4 電気炉酸化スラグ骨材
		再生骨材	(9) 再生骨材
		セメント	(10) JIS R5210 ポルトランドセメント (11) JIS R5211 高炉セメント (12) JIS R5213 フライアッシュセメント (13) JIS R5214 エコセメント
	混和材	(14) JIS A 6206 高炉スラグ微粉末 (15) JIS A 6201 フライアッシュ (16) JIS A 6207 シリカフューム	
コンクリート 製品		(17) JIS A5371 プレキャスト無筋コンクリート製品 類 (18) JIS A5372 プレキャスト鉄筋コンクリート製品 類、 類 (擁壁、補強土壁、ボックスカルバートなど) (19) JIS A5373 プレキャストプレストレストコンクリート製品 (20) JIS A5409 鉄筋コンクリート組立塀構成材 (21) JIS A5412 プレストレストコンクリートダブルTスラブ (22) JIS A6511 空洞プレストレストコンクリートパッド	
舗装用材		(23) ゴム製舗装材 (24) ゴム粒子入り凍結抑制舗装材 (25) 再生路盤材および再生アスファルト混合物	
造園・緑化材		(26) 植生マット (27) 植生シート (28) 植生ネット (29) 肥料袋付き植生ネット (30) プランター（小型家庭用を除く） (31) 表示板（名札は「日用品」で扱う） (32) 樹木根囲い保護材 (33) 水辺緑化資材 (34) 樹木保護材・芝生保護材	

造園・緑化材		(35) 擬木 (36) スプリンクラー（灌水パイプなど） (37) 組立ガラス温室 (38) パーゴラ (39) あずまや (40) 水のみ (41) シェルター (42) トレリス (43) 人工芝生 (44) 街路材（デザインフェンス） (45) 根茎調節資材（雑草抑制シート、見切り材） (46) 人工造園材料 (47) 保護材（弾性保護材） (48) 車止め (49) 擬石
道路標識・区画線	道路標識板	(50) 道路標識板
	道路標識用材	(51) 道路鋏 (52) 視線誘導標(スノーポール) (53) デリネーター (54) 道路標識柱・道路反射鏡 (55) 道路標識板・ガードレール保護材
	区画線	(56) 路面表示塗料用ガラスビーズ
仮設材	足場・栈橋等	(57) 覆工板 (58) 仮設道路用マット (59) 道路用マット
	型枠等	(60) 円形・角形型枠 (61) 化粧型枠
道路用材	道路照明	(62) 低誘虫性道路照明 (63) 高欄照明

< 中略 >

[P45]

別表3 用語の定義に規定する森林認証について

認証の基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ21 および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守順守したものであること。 ・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。
-----------	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。
認証システムについて	<ul style="list-style-type: none"> ・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。
認証組織・団体について	<ul style="list-style-type: none"> ・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。



< 中略 >



[P46]

別表 4 環境情報表示

対象製品	環境情報表示	表示
鉄鋼建材のうちの 透水性鋼矢板	(下段表示) 地下水循環を可能にする	
鉄鋼建材のうちの 鋼矢板護岸緑化用植栽フィン	(下段表示) 鋼矢板護岸の緑化	
鉄鋼建材のうちの 低排土鋼管杭	(下段表示) 排土量が少ない鋼管杭	
コンクリート製品のうち 透水性コンクリート	(下段表示) 透水性コンクリート *認定基準(25)において a.を選択した製品のみ	
道路標識・区画線のうちの 道路標識板	(下段表示) 道路標識板の再使用	

<p>道路用材のうちの 低誘虫性道路照明</p>	<p>(下段表示) 昆虫が集まりにくい道路照明</p>	
<p>道路用材のうちの 高欄照明</p>	<p>(下段表示) 漏れ光を減らす</p>	
<p>道路用材のうちの 高性能騒音低減装置</p>	<p>(下段表示) 遮音壁を高くしないで騒音を低減</p>	
<p>橋梁・河川・港湾用材のうちの 不透過型鋼製砂防堰堤 (ダブルウォール式)</p> <p>橋梁・河川・港湾用材のうちの 蛇かご 特殊型ふとんかご</p>	<p>(下段表示) 現地発生土砂・礫を %中詰利用 または 現地発生土砂・礫を 70%以上中詰利用</p> <p>* に再生材料配合率を記載すること (整数値 1 桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当再生材料の配合率 が異なる場合、同一商品区分の最低値を記 載すること。</p>	 
<p>橋梁・河川・港湾用材のうちの 不透過型鋼製砂防堰堤 (鋼製型枠式)</p>	<p>(下段表示) 現地発生礫を %中詰利用 または 現地発生礫を 70%以上中詰利用</p> <p>* に再生材料配合率を記載すること (整数値 1 桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当再生材料の配合率 が異なる場合、同一商品区分の最低値を記 載すること。</p>	 
<p>橋梁・河川・港湾用材のうちの 透過型鋼製砂防堰堤</p>	<p>(下段表示) 河川を分断しない堰堤</p>	

<p>その他資材のうちの 非塩化物系凍結防止剤</p>	<p>(下段表示) 塩化物を含まない凍結防止剤</p>	
<p>その他資材のうちの のり面防護網</p>	<p>(下段表示) 樹木伐採面積 30%未満</p>	

<p>上記以外の再生材料を使用した 対象製品</p>	<p>(下段表示) 再生材料を使用 <u> </u> % 粗骨材、セメント または 再生材料を使用 <u> </u> %以上 粗骨材、セメント</p> <p>*使用した再生材料名、 にその配合率を記載すること(製数値 1 桁目以下切り捨て)。 *使用した再生材料が複数種類の場合は、配合率の多い順に上位 2 種類を記載し、には再生材料の合計の配合率を記載すること(製数値 1 桁目以下切り捨て)。 *同一商品区分内で該当再生材料の配合率が異なる場合、同一商品区分の最低値を記載すること。 * は、使用した再生材料の製品全体に対する質量割合を挿入(小数点以下切り捨て)</p>	 
--------------------------------	---	---

2005年1月15日制定

[P49]

1. 対象について

< 中略 >

[P50]

1-11. 造園・緑化材

樹木、植物種子など、農薬、肥料、土壌改良資材などは、他の土木資材とは異なる観点から評価する必要があるため、対象から除外した。なお、植生ネットに用いられる肥料袋については、認定基準を満たすものに限り採り上げる。また、草刈機は建設機械の1つとして扱うこととし、対象から除外した。河川改修工事や造園工事などで使用される擬岩は工法の一つであると判断し対象から除外した。

1-12. 接着剤

土木用接着剤において、同様の製品を比較して特段の環境配慮を行っている製品はないため対象外とした。

1-13. 塗料

エコマーク商品類型 No.126「塗料 version1.0」において扱うので対象外とした。

1-14. 太陽熱利用給湯システム、節水型機器、太陽電池モジュール

エコマーク商品類型 No.19「太陽熱利用給湯システム」~~、No.26「太陽電池モジュール利用製品」~~などは、製品機能について他の土木製品とは異なる評価が必要であり、別途検討することが適切であるため対象外とした。衛生設備機器、および太陽電池を使用した製品については、それぞれ既に No.116「節水型機器」と No.135「太陽電池を使用した製品」で扱っており対象外とした。

< 中略 >

[P59]

2-1-6. コンクリート製品**A. 資源採取段階****A-1 (資源の消費)**

本項目では以下の点が検討された。

(1) 再生材料の使用

材料となるセメントおよび骨材などの再生材料の使用割合は、できるだけ高くすることが望ましい。セメントおよび骨材への再生材料の使用については別途検討しているためここでは省略し、再生材料を使用したセメントおよび骨材を用いてコンクリート製品を製造することを求めることとした。

B. 製造段階

B - 2 (地球温暖化影響物質の排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 二酸化炭素の排出

コンクリート製品の材料となるセメントや骨材の製造段階での消費エネルギー量や二酸化炭素の排出量をコンクリート製品の製造者が確認することは困難であることから、本項目は基準を策定する項目として選定しないこととした。

< 中略 >

[P60]

E - 8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 製品からの有害物質の溶出および含有

コンクリート製品は自然環境中に設置されることが多く、また使用後は再生路盤材としての再利用や埋立処分されることにより環境中に放置されることから、一般土壌と同程度の安全性を確保する必要があると考えられる。このことから、骨材と同様に「土壤汚染対策法施行規則」に定める特定有害物質の含有量および溶出量の基準に従い、製品中の有害物質濃度を規制することとした。ただし、コンクリート製品全体における有害物質の含有量や溶出量を分析し、その結果を提出することとし、製品の原材料であるセメントや骨材に遡って確認する必要はない。

< 中略 >

[P64]

2-1-10. 仮設材

A. 資源採取段階

A - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 再生材料の使用

再生材料の利用促進を図ることとし、複数種の材料を組み合わせた製品があることから、製品質量に対する再生材料の合計配合率について基準を策定する項目として選定した。

再生紙を使用した型枠の中には、型枠としての強度を保持しコンクリートとの剥離を容易にする目的でコンクリートとの接触面にバージンパルプを使用する製品があり、剥離剤を使用しないことを条件として、古紙パルプの配合率を95%に軽減することとした。

また、プラスチック製型枠については、型枠としての精度を保持するため、再生プラスチックの配合率を25%より高くすることが技術的に困難であり、実態に合わせて再生材料の配合率

を軽減することとした。

< 中略 >

[P69]

2-1-14-2. 緑化基盤材

A. 資源採取段階

A - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 再生材料の使用

緑化基盤に使用される資材は様々な原料、形状のものがあるが、粒状の固形物を対象としていることから、使用できる再生材料は基本的にドレーン材および埋戻材に使用できるものと同様と考えられるが、緑化基盤材という特性から再生廃プラスチック、建設廃材、再生廃ゴム、ガラスカレット、グラスウールは除いた。再生材料の使用割合はできるだけ高くすることが望ましい。

汚泥類についても、ドレーン材および埋戻材と同様の考え方により、原料の前処理または製品の製造工程において、焼成または溶融固化を求めることとした。

< 中略 >

[P72]

2-1-14-9. 地盤改良材

A. 資源採取段階

A - 1 (資源の消費)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 再生材料の使用

エコマーク商品類型 No.65「石炭灰(フライアッシュ)を利用した建材」において、すでに認定しており、引き続き本商品類型において再生材料の利用促進を図ることとし、基準を策定する項目として選定した。

E. 使用・維持・管理段階

E - 8 (有害物質などの使用・排出)

本項目では以下の点が検討された。

(1) 製品からの有害物質の含有

製品は土と併せて使用されることから、土壌汚染の原因とならないレベルの安全性を確保する必要があり、本項目は基準を策定する項目として選定した。

廃石膏ボードは、今後、排出量が増加すると予測されており、処分場を圧迫する懸念があることから、その有効利用方法が検討されている。廃石膏ボードには、工場や新築現場から排出される廃石膏ボードと建築物の解体現場から排出される石膏ボードがある。古い製品の一部ではアスベストが混入した製品が、少量ではあるが存在する。また、アスベストが付着した石膏ボードは、法律上リサイクルすることはできず、適正に処分することが定められているものの、完全に除外できるか心配な部分もある。エコマークとしては安全を重視し、廃石膏ボードを地盤改良材として使用する製品については、アスベストの含有の有無について分析を行い、含有がないことを確認したうえで認定することとした。

2006年4月28日改定